

# 収入基準計算方法 基礎編

申込み希望住宅の区分や資格の有無を決める大切な計算です。  
なお、審査の結果、所得金額の認定が明確にできないときは不合格となります。

## ■基本の計算式

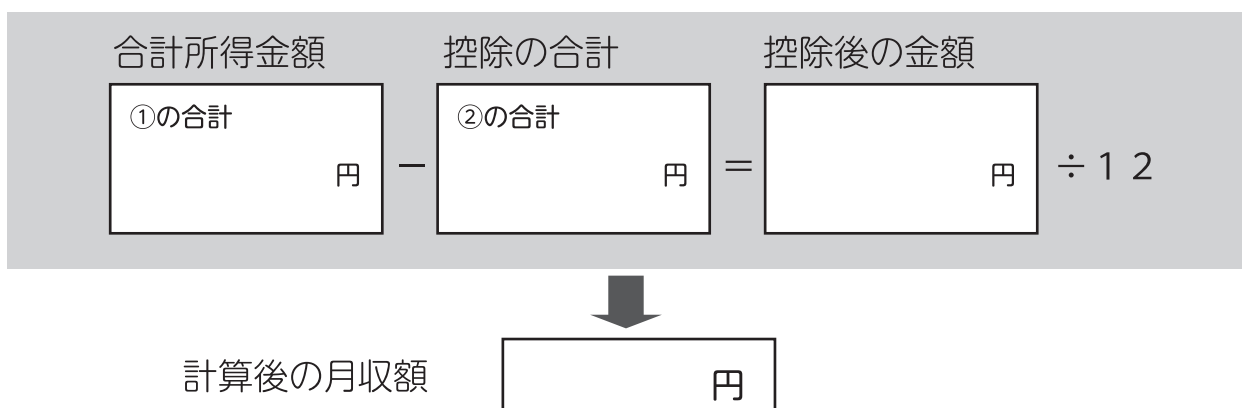
計算した1年間の総所得金額から、当てはまる控除額を差し引いた残りの金額を12ヶ月で割った金額が、計算後の月収額となります。

※総所得金額の計算方法は、所得の種類、勤務や事業を開始した年月日によって異なります。

### 申込書の裏面を使って計算しましょう

52、53 ページに記入例があります。

- 氏名欄に申込者本人及び同居者（同居予定者を含む）の氏名を記入してください。
- 下記計算式の①については18 ページ以降の収入基準計算方法（実践編）を参照して記入してください。
- 下記計算式の②については17 ページの控除額を参照して記入してください。



## 1. 計算対象となる収入の種類

申込者本人及び同居者（同居予定者を含む）の**基準日（2021年5月31日）**現在に得ている収入で次に該当するもの。

- 給与、賞与、その他の手当、アルバイト、パート等の収入
- 国民年金、厚生年金等（ただし、遺族年金、障害年金は対象外）
- 日雇等による所得
- 事業による所得（生命保険等の外交員報酬等を含む）
- その他、利子、配当等継続的な収入で課税対象となるもの

## 2. 収入から除外されるもの

- 遺族年金、障害年金、老齢福祉年金等
  - 生活保護の扶助料、児童扶養手当、退職一時金、雇用保険、休業補償、傷病手当、仕送り等
- ※上記の収入のみで、生計を維持している場合は、申込書の所得金額欄に「遺族年金」、「生活保護」、「雇用保険」等と記入してください。（以下の収入計算は不要）

## 3. 計算の対象となる期間

- 2020（令和2）年1月1日以前から勤務先（事業所得者は事業内容、年金の方は年金の種類）が変わっていない方。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2020年分
- 2020（令和2）年1月2日以降に就職、転職した方。・・・・・・就職、転職した翌月から申込月まで

※申込前に退職し、**基準日（2021年5月31日）**現在に勤務していない方は、無職とし、就職していた時の収入は計算対象外となります。退職予定の方（入居までに退職していることが条件です）の収入も計算対象外となります。

## 4. 休業・休職期間がある方

- 休業・休職により、無収入期間がある方は、収入のない期間を除いた収入で計算します。
- ※申込書の就職年月日を復業・復職年月日としてご記入ください。

## 5. 2人以上に収入があるとき

- 各自の所得金額を個別に算出して合算してください。（19～25ページの例参照）

## 6. 1人で2種類以上の収入があるとき

- 給与と年金、給与と事業所得等を得ている場合は、それぞれの所得金額を個別に算出して合算してください。
- 2ヶ所から給与、2種類の年金等を得ている場合は、総支給額を合算してから、所得額を算出してください。

## 7. 各控除内容・控除額

●表中1の親族控除は、すべての世帯に該当します。表中2～7の各控除項目は、世帯に控除を受けられる方がいる場合にのみ、該当項目と表中1の親族控除を併せて控除してください。

●控除の資格に関しては基準日（2021年5月31日）現在とします。

	控除の種類	控除額	控除を受けられる方
1	親族控除	1人につき 年380,000円	申込者本人を除く同居者（同居予定者を含む）及び所得税法上の扶養親族で同居しない方。 ※出産予定の子は含みません。 ※同居者（同居予定者を含む）は所得税法の扶養関係がなくとも親族控除の対象となります。

+

以下の2～7の控除は、1の内容と併せて控除されます。

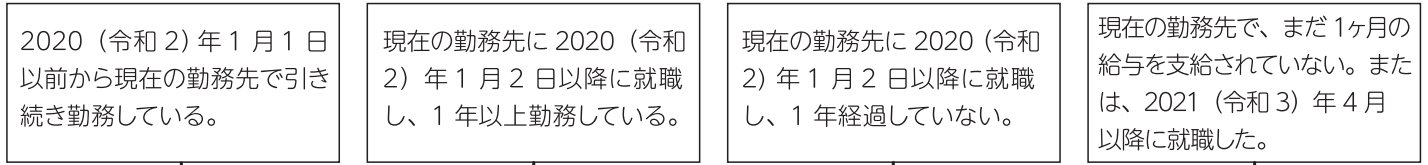
2	老人控除対象配偶者控除	1人につき 年100,000円	所得税法上の同一生計配偶者のうち、70歳以上(1951(昭和26)年6月1日以前の生まれ)の方。
3	老人扶養控除		所得税法上の扶養親族のうち、70歳以上(1951(昭和26)年6月1日以前の生まれ)の方。ただし、同一生計配偶者を除きます。
4	特定扶養親族控除	1人につき 年250,000円	所得税法上の扶養親族のうち、16歳以上23歳未満(1998(平成10)年6月2日～2005(平成17)年6月1日生まれ)の方。
5	寡婦控除 寡夫控除	1人につき 年270,000円 (計算後の所得が 270,000円未満 の場合はその額)	<p>&lt;寡婦控除&gt; ●夫と死別し、もしくは離婚した後婚姻をしていない方または夫の生死の明らかでない方で扶養親族その他生計をともにする子がいる方。 ●夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方で、年所得が500万円以下の方。</p> <p>&lt;寡夫控除&gt; ●妻と死別し、もしくは妻と離婚した後婚姻をしていない方又は妻の生死が明らかでない方で生計をともにする子がおり、年所得が500万円以下の方。</p> <p>※いずれも該当する方に所得があるときに限り控除します。所得がない方は控除しません。 ※生計をともにする子とは所得がない、または年所得38万円以下で他の者の控除対象配偶者や扶養親族になっていない子です。 ※夫、妻の生死が不明な方とは、一般に3年以上その人の生死が明らかでなく、所得税法上寡婦、又は寡夫控除が認められている方です。 ※「夫」「妻」「離婚」「婚姻」とは民法上の規定を言うもので、内縁関係によるものは含みません。 ※婚姻によらないで母又は父となり、現に婚姻していないひとり親についても同様に寡婦(夫)控除を受けることができます。</p>
6	障害者控除	1人につき 年270,000円	申込者本人、同居者（同居予定者を含む）及び同居しない所得税法上の扶養親族で次のいずれかに該当する方。 ①身体障害者手帳の交付を受けている方。 このうち1～2級は特別障害者控除適用。 ②子ども相談所、障害者更生相談所等で知的障害と判定された方など。 このうち重度(A)と判定された方は特別障害者控除適用。 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。 このうち1級の方は特別障害者控除適用。 ④戦傷病者手帳の交付を受けている方。 このうち特別項症から第3項症の方は特別障害者控除適用。
7	特別障害者控除	1人につき 年400,000円	⑤原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定で厚生労働大臣の認定を受けている方は特別障害者控除適用。 ⑥上記以外で常に就床を要し、複雑な介護を要する方は特別障害者控除適用。 ⑦精神又は身体に障害のある65歳以上の方で、その障害の程度が上記①②に準ずるとして市町村長等の認定を受けている方。 このうち上記①②の特別障害者控除適用と同程度と認定を受けている場合は特別障害者控除を適用。

# 収入基準計算方法 実践編

これは、所得対象者別に手順をわかりやすく解説したものです。  
まず、申込書記入前に、このテキストで計算した金額を記入してください。

## 給与所得者

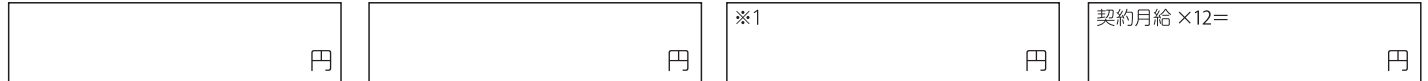
### ①就労状況



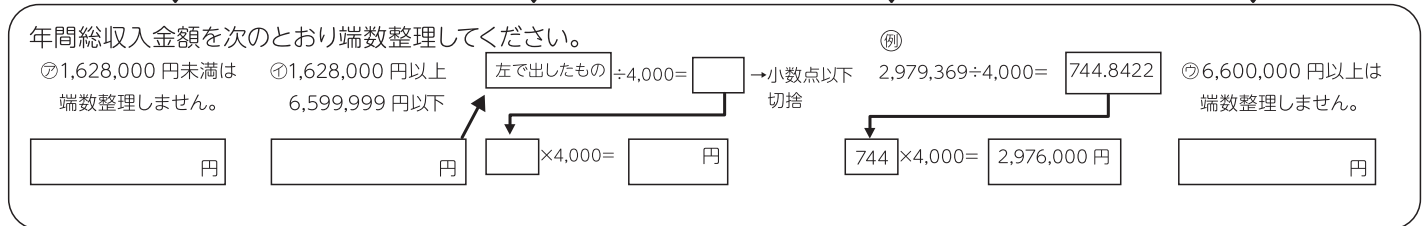
### ②収入金額



### ③年収または推定年収額



### ④端数整理

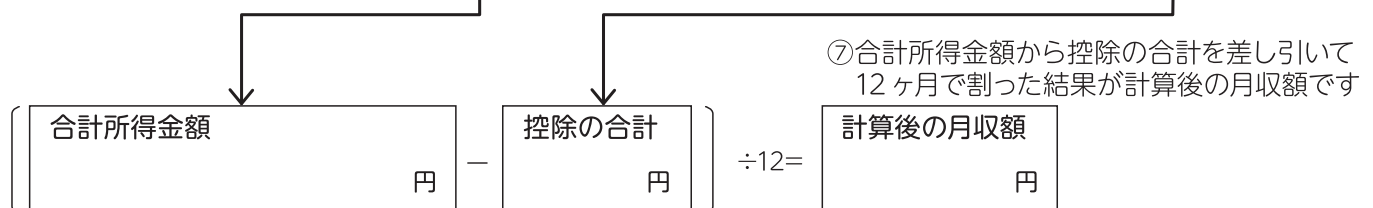


### ⑤次の式により所得金額を計算します

年収額（税込み）	所得の計算式
651,000円未満	0円
651,000円以上1,619,000円未満	年収額 - 650,000円 = 円
1,619,000円以上1,620,000円未満	969,000円
1,620,000円以上1,622,000円未満	970,000円
1,622,000円以上1,624,000円未満	972,000円
1,624,000円以上1,628,000円未満	974,000円
1,628,000円以上1,804,000円未満	年収額 × 0.6 = 円
1,804,000円以上3,604,000円未満	年収額 × 0.7 - 180,000円 = 円
3,604,000円以上6,600,000円未満	年収額 × 0.8 - 540,000円 = 円
6,600,000円以上10,000,000円未満	年収額 × 0.9 - 1,200,000円 = 円

### ⑥所得金額から差し引く控除金額を計算します

1	親族控除	38万円 × 人 = 円
2	老人控除対象配偶者控除	10万円 × 人 = 円
3	老人扶養控除	10万円 × 人 = 円
4	特定扶養親族控除	25万円 × 人 = 円
5	寡婦・寡夫控除	27万円 × 人 = 円 ただし、所得が27万円未満のときはその所得金額
6	障害者控除	27万円 × 人 = 円
7	特別障害者控除	40万円 × 人 = 円
	控除の合計	円



# 給与の方の月収計算例

申込者本人 45 歳、妻 41 歳、長女 17 歳（高校生）、  
長男 13 歳（中学生）の 4 人世帯の場合

## ①収入の種類の確認

本人→現在の勤務先に 2020 年 1 月 1 日より勤務

妻→現在のパート先に 2020 年 9 月 8 日より勤務

## ②収入証明となる書類を用意

本人→勤務先より 2020 年 12 月～2021 年 5 月の  
月別給与賞与額

妻→勤務先より 2020 年 10 月～2021 年 5 月の  
月別給与額

## ③年収額の計算

本人→1,500,680 円 (2020 年 12 月～2021 年  
5 月の給与合計) ÷6 カ月 = 250,113.333 …  
250,113 円 ×12 + 120,000 (賞与) = 3,121,356 円

妻→859,610 円 (2020 年 10 月～2021 年 5 月の給与合計) ÷8 ヶ月 = 107,451.25  
107,451 ×12 = 1,289,412 円

## ④端数の整理

本人→3,121,356 円 ÷4,000 = 780.339  
780 ×4,000 = 3,120,000 円

妻→1,628,000 円未満なので端数整理はしません。

## ⑤年収から年所得を計算

本人→3,120,000 円 ×0.7 - 180,000 円 = 2,004,000 円

妻→1,289,412 円 - 650,000 円 = 639,412 円

## ⑥控除額の計算

親族控除 380,000 円 ×3 人 = 1,140,000 円 (i)

特定扶養親族控除 250,000 円 ×1 人 = 250,000 円 (ii)

控除の合計 (i) + (ii) = 1,390,000 円

## ⑦計算後の月収額

(合計所得金額 - 控除の合計) ÷12 ヶ月

= 計算後の月収額

(2,004,000 円 + 639,412 円 - 1,390,000 円) ÷ 12

= 104,451 円 → A 区分・B 区分・Y 区分のいずれか 1 つに申込み可

## 収入証明の例

本人

年 月	支給額 (円)
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
2020 年 12 月	250,680
2021 年 1 月	250,000
2021 年 2 月	250,000
2021 年 3 月	250,000
2021 年 4 月	250,000
2021 年 5 月	250,000
年 月	
年 月	
夏季手当	120,000
冬季手当	
手当	
合計 ( 6 ヶ月 )	1,620,680

妻

年 月	支給額 (円)
年 月	
年 月	
2020 年 10 月	112,500
2020 年 11 月	100,000
2020 年 12 月	100,000
2021 年 1 月	100,000
2021 年 2 月	112,500
2021 年 3 月	112,500
2021 年 4 月	112,500
2021 年 5 月	109,610
年 月	
年 月	
夏季手当	
冬季手当	
手当	
合計 ( 8 ヶ月 )	859,610

## 申込書への記入方法

勤務先名	〇〇株式会社
就職年月日	昭和・平成・令和 2 年 1 月 1 日
退職予定年月日	令和 年 月 日

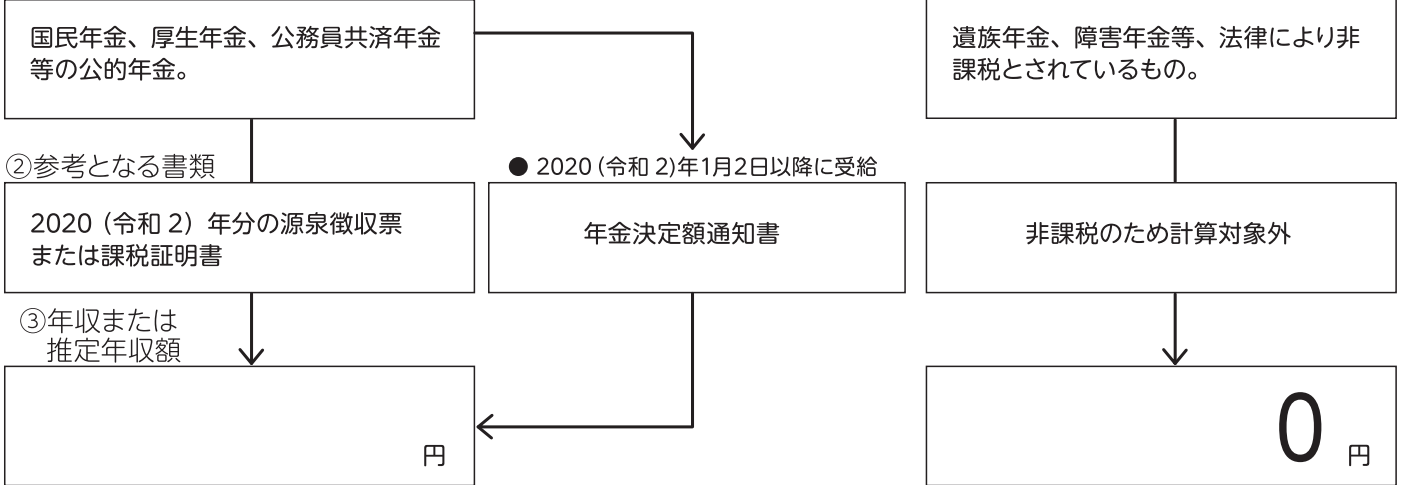
職 業	勤務先名又は学校名 就職年月日又は退職予定年月日	収入の状況	
		収入の種類	所得金額
有 無	/	給与・その他 年金・生活保護	2,004,000 円
有 無	勤務先名 学校名 退職予定年月日 △△株式会社 R 2 年 9 月 8 日	給与・その他 年金・生活保護	639,412 円
有 無	勤務先名 校 退職年月日 退職予定年月日 □□高校	給与・その他 年金・生活保護	0 円
有 無	勤務先名 校 退職年月日 退職予定年月日 □□中学	給与・その他 年金・生活保護	円

① 合計 所得金額	2,643,412 円	
控除の種類		控除額
親族控除(本人を除く)	38万円 × ( 3 ) 人 =	1,140,000円
老人控除対象配偶者控除	10万円 × ( ) 人 =	円
老人扶養控除		
特定扶養親族控除	25万円 × ( 1 ) 人 =	250,000円
寡婦控除	27万円 × ( ) 人 =	円
寡夫控除 (所得が27万円未満の場合はその額)		
障害者控除	27万円 × ( ) 人 =	円
(特別)	40万円 × ( ) 人 =	円
② 控除の合計		1,390,000円

これは、所得対象者別に手順をわかりやすく解説したものです。  
 まず、申込書記入前に、このテキストで計算した金額を記入してください。

## 年金所得者

①該当する収入



	年収額 (税込み)	所得の計算式
65歳以上	1,200,000 円以下	0円
	1,200,001 円以上 3,300,000 円未満	年収額 - 1,200,000円 = 円
	3,300,000 円以上 4,100,000 円未満	年収額 × 0.75 - 375,000円 = 円
	4,100,000 円以上 7,700,000 円未満	年収額 × 0.85 - 785,000円 = 円
	7,700,000 円以上	年収額 × 0.95 - 1,555,000円 = 円
65歳未満	700,000 円以下	0円
	700,001 円以上 1,300,000 円未満	年収額 - 700,000円 = 円
	1,300,000 円以上 4,100,000 円未満	年収額 × 0.75 - 375,000円 = 円
	4,100,000 円以上 7,700,000 円未満	年収額 × 0.85 - 785,000円 = 円
	7,700,000 円以上	年収額 × 0.95 - 1,555,000円 = 円

⑤所得金額から差し引く控除金額を計算します

1	親族控除	38万円 × 人 = 円
2	老人控除対象配偶者控除	10万円 × 人 = 円
3	老人扶養控除	10万円 × 人 = 円
4	特定扶養親族控除	25万円 × 人 = 円
5	寡婦・寡夫控除	27万円 × 人 = 円 ただし、所得が27万円未満のときはその所得金額
6	障害者控除	27万円 × 人 = 円
7	特別障害者控除	40万円 × 人 = 円
	控除の合計	円

⑥合計所得金額から控除の合計を差し引いて12ヶ月で割った結果が計算後の月収額です

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{合計所得金額} \\ \hline \text{円} \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除の合計} \\ \hline \text{円} \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{計算後の月収額} \\ \hline \text{円} \end{array}$$

# 年金の方の月収計算例

## 申込者本人 70 歳、妻 68 歳の場合

### ①収入の種類の確認

本人→厚生年金  
妻→国民年金

### ②参考となる書類を用意

本人→厚生年金令和 2 年分源泉徴収票  
妻→国民年金令和 2 年分源泉徴収票

※源泉徴収票がない場合は、改定通知、振込通知書から令和 2 年分の収入を計算します。

※ 2020（令和 2）年の途中から年金を受給した方は、年金額決定通知書から計算します。

### ③年金額の決定

本人→ 1,948,516 円（源泉徴収票の支払金額）  
妻→ 594,500 円（源泉徴収票の支払金額）

### ④年収から年所得を計算

本人→ 1,948,516 円 - 1,200,000 円 = 748,516 円  
妻→ 0 円

### ⑤控除額の計算

親族控除 380,000 円 × 1 人 = 380,000 円  
控除の合計 380,000 円

### ⑥計算後の月収額

(合計所得金額 - 控除の合計) ÷ 12 カ月  
= 計算後の月収額  
(748,516 円 + 0 円 - 380,000 円) ÷ 12  
= 30,709 円 → A 区分・B 区分・F 区分・S 区分のいずれか  
1 つに申込み可

## 参考となる書類の例

本人

支払を受ける者	住所又は居所	堺市〇〇区〇〇町〇〇		
	氏名	〇〇〇〇		
	生年月日	〇〇〇〇		
区分	支払金額	源泉徴収税額		
法第203条の3第1号適用分	**1,948,516	円	円	
法第203条の3第2号適用分		円	円	
法第203条の3第3号適用分		円	円	
年金の種類	本人	控除対象配偶者の有無等		
	特別障害者	その他障害者	有	無
扶養親族の数	障害者の数(本人以外)	社会保険料の金額		
		特定	老人	その他
人	人	人	人	円
(備考)				

妻

支払を受ける者	住所又は居所	堺市〇〇区〇〇町〇〇		
	氏名	〇〇〇〇		
	生年月日	〇〇〇〇		
区分	支払金額	源泉徴収税額		
法第203条の3第1号適用分	**594,500	円	円	
法第203条の3第2号適用分		円	円	
法第203条の3第3号適用分		円	円	
年金の種類	本人	控除対象配偶者の有無等		
	特別障害者	その他障害者	有	無
扶養親族の数	障害者の数(本人以外)	社会保険料の金額		
		特定	老人	その他
人	人	人	人	円
(備考)				

## 申込書への記入方法

職業	勤務先名又は学校名 就職年月日又は退職予定年月日	収入の状況	
		収入の種類	所得金額
有・無	給与・その他 年金・生活保護	748,516	円
		0	円
有・無	勤務先名・学校名 就職年月日・退職予定年月日	給与・その他 年金・生活保護	円
① 合計所得金額		748,516	円
控除の種類		控除額	
親族控除(本人を除く)		38万円 × ( 1 ) 人 =	380,000円
老人控除対象配偶者控除 老人扶養控除		10万円 × ( ) 人 =	円
特定扶養親族控除		25万円 × ( ) 人 =	円
寡婦控除 寡夫控除(所得が27万円未満の場合はその額)		27万円 × ( ) 人 =	円
障害者控除 (特別)		40万円 × ( ) 人 =	円
② 控除の合計		380,000円	

これは、所得対象者別に手順をわかりやすく解説したものです。  
 まず、申込書記入前に、このテキストで計算した金額を記入してください。

## 日雇所得者

①就労状況

2020 (令和 2) 年 1 月 1 日以前から  
 継続している。

2020 (令和 2) 年 1 月 2 日以降に  
 はじめた。

②参考となる書類

2020 (令和 2) 年分の確定申告書(控)

日給と 1 ヶ月の平均稼働日数

③年収または  
 推定年収額

円

日給 × 1 ヶ月の平均稼働日数 × 12 =  
 円

※18 ページ参照 給与所得者の計算  
 方法で所得計算してください

④所得金額から差し引く控除金額を計算します

1	親族控除	38 万円 ×	人 =	円
2	老人控除対象配偶者控除	10 万円 ×	人 =	円
3	老人扶養控除	10 万円 ×	人 =	円
4	特定扶養親族控除	25 万円 ×	人 =	円
5	寡婦・寡夫控除	27 万円 ×	人 =	円
	ただし、所得が 27 万円未満のときはその所得金額			
6	障害者控除	27 万円 ×	人 =	円
7	特別障害者控除	40 万円 ×	人 =	円
	控除の合計			円

⑤合計所得金額から控除の合計を差し引いて  
 12 ヶ月で割った結果が計算後の月収額です

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{合計所得金額} \\ \hline \text{円} \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除の合計} \\ \hline \text{円} \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{計算後の月収額} \\ \hline \text{円} \end{array}$$



# 日雇の方の月収計算例

申込者本人 56 歳、妻 48 歳の夫妻の場合

①収入の種類の確認

本人→ 2020 (令和 2) 年 1 月 1 日以前より勤務先・勤務日の不特定な日雇の仕事をしている  
妻→無職

②参考となる書類を用意

本人→令和 2 年分所得税確定申告書 (控)

③年所得の決定

2,127,424 円 (=令和 2 年分所得税確定申告書 (控) に記載されている所得金額)

④控除額の計算

親族控除 380,000 円 × 1 人 = 380,000 円  
控除の合計 380,000 円

⑤計算後の月収額

(合計所得金額 - 控除の合計) ÷ 12 カ月  
= 計算後の月収額  
(2,127,424 円 + 0 円 - 380,000 円) ÷ 12  
= 145,618 円 → A 区分・B 区分に申込み可

参考となる書類の例

(令和 2 年分確定申告書 [控] より)

所得金額	事業	営業等	2	1	2	7	4	2	4
		農業							
		不動産							
		利子							
		配当							
		給与							
		雑							
	総合譲渡・一時 ヶ+(ロ+サ)×1/2								
	合計		2	1	2	7	4	2	4

申込書の記入方法

職業	勤務先名又は学校名		収入の状況	
	就職年月日又は退職予定年月日	収入の種類	所得金額	
有・無	勤務先名 学校名		給与・その他	2,127,424
			年金・生活保護	円
有・無	勤務先名 学校名	年月日	給与・その他	0
	就職年月日 退職予定年月日		年金・生活保護	円
① 合計所得金額				2,127,424円
控除の種類				控除額
親族控除(本人を除く)		38万円×(1)人=		380,000円
老人控除対象配偶者控除		10万円×( )人=		円
老人扶養控除				円
特定扶養親族控除		25万円×( )人=		円
寡婦控除		27万円×( )人=		円
寡夫控除 (所得が27万円未満の場合はその額)				円
障害者控除		27万円×( )人=		円
(特別)		40万円×( )人=		円
② 控除の合計				380,000円

これは、所得対象者別に手順をわかりやすく解説したものです。  
 まず、申込書記入前に、このテキストで計算した金額を記入してください。

## 事業所得者

※1

$$\left( \begin{array}{l} \text{事業開始付きの翌月} \\ \text{2021(令和3)年5月} \\ \text{までの売上から経費を} \\ \text{引いた金額} \end{array} \right) \div \left( \begin{array}{l} \text{左期} \\ \text{期間の} \\ \text{月数} \end{array} \right) \times 12$$

①事業状況

2020(令和2)年1月1日  
以前から継続して事業をして  
いる。

2020(令和2)年1月2日  
以降に事業をはじめ、現在で  
1年以上になる。

2020(令和2)年1月2日  
以降に事業をはじめ、現在は  
まだ1年未満のとき。

②参考となる書類

書類

令和2年分の確定申告書(控)

事業を開始した翌月から1年  
間の売上から経費等を差し引  
いた金額

事業を開始した翌月から2021  
(令和3)年5月までの売上か  
ら経費等を差し引いた金額

③所得金額

円

円

※1

円

- ④専従者給与のみ端数整理  
 ⑤専従者給与のみ年収額から  
 年所得を計算  
 (④⑤は18ページ参照)

⑥所得金額から差し引く控除金額を計算します

1	親族控除	38万円 × 人 =	円
2	老人控除対象配偶者控除	10万円 × 人 =	円
3	老人扶養控除	10万円 × 人 =	円
4	特定扶養親族控除	25万円 × 人 =	円
5	寡婦・寡夫控除	27万円 × 人 =	円
		ただし、所得が27万円未満のときはその所得金額	
6	障害者控除	27万円 × 人 =	円
7	特別障害者控除	40万円 × 人 =	円
	控除の合計		円

⑦合計所得金額から控除の合計を差し引いて  
 12ヶ月で割った結果が計算後の月収額です

合計所得金額

円

控除の合計

円

÷12=

計算後の月収額

円

# 事業所得の方の月収計算例

申込者本人 41 歳、妻 40 歳、長女 16 歳(高校生・身体障害 4 級) の 3 人世帯の場合

## ①収入の種類の確認

本人→ 2020(令和 2)年 1 月 1 日以前より引き続き同じ事業をしている

妻→開業当初より専従者となっている

## ②収入証明となる書類を用意

本人→令和 2 年分所得税確定申告書(控)

## ③年収、年所得額の決定

本人→ 3,503,600 円(令和 2 年分所得税確定申告書(控)に記載されている所得金額)

妻→ 900,000 円(事業主の令和 2 年分所得税確定申告書(控)の事業専従者欄の専従者控除額)

## ④専従者給与のみ端数整理(④⑤は 18 ページ参照)

ここでは 1,628,000 円未満なので必要ありません。

## ⑤専従者給与のみ年収額から年所得を計算

妻→ 900,000 円 - 650,000 円 = 250,000 円

## ⑥控除額の計算

親族控除 380,000 円 × 2 人 = 760,000 円 (i)  
 特定扶養親族控除 250,000 円 × 1 人 = 250,000 円 (ii)  
 障害者控除 270,000 円 × 1 人 = 270,000 円 (iii)  
 控除の合計 (i) + (ii) + (iii) = 1,280,000 円

## ⑦計算後の月収額

(合計所得金額 - 控除の合計) ÷ 12 ヶ月  
 = 計算後の月収額  
 (3,503,600 円 + 250,000 円 - 1,280,000 円) ÷ 12  
 = 206,133 円 → A 区分・F 区分  
 (裁量世帯に該当、13 ページ参照) のいずれか 1 つに申込み可

参考となる書類の例

(令和 2 年分確定申告書(控)より)

事業所得金額	営業等	3	5	0	3	6	0	0
	農業							
	不動産							
	利子							
	配当							
	給与							
	雑							
総合譲渡一時 ケ+(コ+サ)×1/2								
合計		3	5	0	3	6	0	0

## ○事業専従者に関する書類

		続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与(控除)額 円
氏名	〇〇〇〇	妻	1 2 月	
生年月日	〇・〇・〇		〇〇〇〇	900,000
氏名				
生年月日				
氏名				
生年月日				
43専従者給与(控除)額の合計				900,000

## 申込書の記入方法

勤務先名	〇〇商店		
就職年月日	昭和・平成	令和	5年 4月 1日
退職予定年月日	令和		年 月 日

職業 有・無	勤務先名又は学校名 就職年月日又は退職予定年月日	収入の状況	
		収入の種類	所得金額
有	〇〇商店	給与・その他	3,503,600 円
有	〇〇商店	年金・生活保護	
有	〇〇商店	給与・その他	250,000 円
有	〇〇商店	年金・生活保護	
有	〇〇高校	給与・その他	0 円
有	〇〇高校	年金・生活保護	

① 合計所得金額	3,753,600 円
控除の種類	控除額
親族控除(本人を除く)	38万円×(2)人= 760,000 円
老人控除対象配偶者控除 老人扶養控除	10万円×( )人= 円
特定扶養親族控除	25万円×(1)人= 250,000 円
寡婦控除 寡夫控除(所得が27万円未満の場合はその額)	27万円×( )人= 円
障害者控除 (特別) 40万円×( )人=	270,000 円
② 控除の合計	1,280,000 円